



Item	Unit	Value	Unit	Value
Domestic Scrap	1000	200	1000	200
Foreign Scrap	1000	200	1000	200
Total Scrap	1000	400	1000	400
Iron Scrap	1000	300	1000	300
Steel Scrap	1000	100	1000	100
Aluminum Scrap	1000	50	1000	50
Copper Scrap	1000	20	1000	20
Other Scrap	1000	10	1000	10



日本産鉄スクラップ輸入時における放射性物質 管理に関する韓国鉄鋼業界の自律履行対策

- 韓国政府の勧告 (2014.09.25) 遵守に向けた韓国鉄鋼業界の協議結果 -

2014.12

Content

01 日本産鉄スクラップ輸入に関する韓国政府の勧告

02 韓国政府の勧告以降の推進経緯

03 韓国政府の勧告遵守に向けた韓国鉄鋼業界の自律対策

04 「無放射能確認書」に関する添付様式及び作成要領

.....
[添付] MEASUREMENT TABLE (輸出者) 様式

MEASUREMENT TABLE (輸出国の供給会社) 様式

韓国鉄鋼業界による自律履行対策遵守に関する書面決意

01

日本産鉄スクラップ輸入に関する韓国政府の勧告

2014年9月25日、産業通商資源部

- 日本からの鉄スクラップ輸入の際、「無放射能確認書（日本国内の鉄スクラップ供給会社を把握できる情報込み）」を通じて放射性物質がないことを確認。
- 放射性物質に汚染された鉄スクラップは輸入しない。
- 製鋼会社内に設置された放射線監視機の正常作動、徹底した管理など。

02

韓国政府の勧告以後の推進経緯

- 韓国政府の勧告を韓国鉄鋼業界に伝達（2014年9月下旬）
- 韓国政府の勧告に関して日本側と協議（韓日鉄スクラップ交流会、2014年10月22日～24日、日本）
 - 無放射能確認書に、輸出国供給会社の放射線検査結果を追加及び固定型（門型）放射線監視機による検査結果（輸出者及び輸出国の供給会社）を追加
- 韓国政府の勧告を遵守するため韓国鉄鋼業界で自律的な履行対策を導出（2014年11月6日）
- 韓国鉄鋼業界の自律的な履行対策に関連し、韓国原子力安全委員会と協議（2014年11月26日）

03 韓国政府の勧告遵守に向けた韓国鉄鋼業界自律対策（以下、「自律対策」）

■ 概要

「自律対策」は、放射性物質及び放射線監視機器に汚染された日本産鉄スクラップ輸入に対する事前防止と日本産鉄スクラップ輸入に関する「韓国政府の勧告」を遵守するために韓国鉄鋼業界が話し合い、導き出した内容で、輸出者は韓国への鉄スクラップ輸出の際、次の事項を必ず遵守しなければならない。

■ 貿易契約書の「Radioactivity」項目

貿易契約書の「Radioactivity」項目には次の内容（輸出者、輸出国の供給会社が遵守すべき固定型(門型)及び携帯型放射線監視機器の放射線基準値など）が必ず記載されていないなければならない。

- ・ 輸出者は、固定型(門型)放射線監視機器の場合、Background (放射性物質に汚染されていない自然状態)の1.2倍以下のCPS値を、携帯型放射線監視機器の場合、0.3 μ SV/H未満の値を遵守する鉄スクラップのみ輸出できる。
- ・ 輸出者は輸入者が輸入対象の鉄スクラップの放射線測定結果が確認できるようにRadiation Free Certificate (またはNon Radioactivity Certificate)に輸出者及び輸出者に鉄スクラップを供給した輸出国の供給会社ごとの放射線測定値を記載し、細部検査の内訳を添付する。

■ 無放射能確認書

無放射能確認書 (Radiation Free CertificateまたはNon Radioactivity Certificate)には次の例のように、輸出者、輸出国の供給会社が固定型(門型)及び携帯型放射線監視機器で鉄スクラップを測定した値 (Background値、最低値、最高値)を必ず記録し、関連するそれぞれの細部検査内訳書 (添付様式)を「無放射能確認書」に必ず添付しなければならない。

【無放射能確認書上の Radiation Check(例)】

◆ 輸出者 (船積向けの測定値)

- ・ 固定型(CPS) Background 2,500 / Min 2,750 ~ Max 3,000
- ・ 携帯型(μ SV/H) Background 0.10 / Min 0.10 ~ Max 0.20

◆ 輸出国の供給会社 (輸出者へ供給する際の測定値)

- | | | | |
|----|------------------|------------------|-------------------------|
| A社 | 固定型(CPS) | Background 400 | / Min 450 ~ Max 470 |
| | 携帯型(μ SV/H) | Background 0.10 | / Min 0.10 ~ Max 0.20 |
| B社 | 固定型(CPS) | Background 3,000 | / Min 3,200 ~ Max 3,550 |
| | 携帯型(μ SV/H) | Background 0.05 | / Min 0.15 ~ Max 0.25 |
| C社 | 固定型(CPS) | Background 4,500 | / Min 4,800 ~ Max 5,300 |
| | 携帯型(μ SV/H) | Background 0.15 | / Min 0.15 ~ Max 0.25 |

04 「無放射能確認書」に関する添付様式及び作成要領

添付1] MEASUREMENT TABLE(輸出者)様式作成要領

■ 様式(11~12ページを参考)

添付1] MEASUREMENT TABLE(輸出者)

1. 固定型(門型)監視機測定値

Designated Test	In	Out	Equipment						(単位:CPS)
			Min	Max	Min	Max	Min	Max	
区分	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	備考

2. 携帯型監視機測定値

■ 作成方法

1. 固定型(門型)監視機の測定値

① 測定値の認定基準

- 輸出者の固定型(門型)監視機による測定値は[表1]による基準日以内に輸出港の固定型(門型)監視機により行われたものでなければならぬ(車両1台当り)。

[表1] 輸出版物ごとの放射線測定値における認定基準

輸出版物量(船舶1隻当り)	放射線測定値の認定基準
5,000トン以下	船積港から入港日基準で10日以内に測定したもの
5,000トン超過~10,000トン以下	船積港から入港日基準で15日以内に測定したもの
5,000トン超過	船積港から入港日基準で20日以内に測定したもの

- ② 輸出港に固定型(門型)放射線監視機が設置されていない場合
- [表1]による基準日以内に輸出者ヤードなどの固定型(門型)放射線監視機による測定値も認める。

- ただし、輸出港以外の場所(輸出者ヤードなど)の固定型(門型)監視機使用は同事項の施行日から6ヶ月間(2015年3月~8月31日)のみ認める。

- ③ 上記の「②」の6ヶ月(2015年3月~8月31日)が経過した後も輸出港に固定型(門型)監視機が設置されていない場合

- 輸出港以外の場所の(輸出者ヤードなど)固定型(門型)放射線監視機による測定値は認めない。
- 輸出者は必ず韓国の輸入者が指定した港口(固定型放射線監視機が設置された港口)を通じて輸出しなければならない。

2. 携帯型監視機の測定値(船舶のCargo)

- 現行(輸出時に携帯型監視機により鉄スクラップに対し放射線を測定)と同様に行うが、必ず公認検定機関によるものでなければならぬ。

[例] 固定型(門型)監視機]



[例] 携帯型監視機]



[例] MEASUREMENT TABLE (輸出者)

1. 固定型(門型)監視機測定値

区分 (車台番号)	Background		Background				Truck				備考
	2015/01/01	Ave	2015/01/02	2015/01/03	2015/01/04	2015/01/01	2015/01/02	2015/01/03	2015/01/04		
2345	2,300	2,623.7	2,500	2,450	3,500	2,580	2,700	2,900	4,100		
3456	2,300	3,057.1	2,450	2,450	3,500	2,600	2,850	2,890	3,690		
7890	2,310		2,490	2,460	3,500	2,710	2,915	2,760	4,050		
1234	2,300		2,530	2,440	3,490	2,460	2,958	2,920	3,780		
Avg			Total Average			Total Average					

(単位: CPS)

2. 携帯型監視機測定値

区分 (Cargo 車台)	Background		Background				Truck				備考
	2015/01/01	Ave	2015/01/02	2015/01/03	2015/01/04	2015/01/01	2015/01/02	2015/01/03	2015/01/04		
1	0.143	0.124	0.113	0.119	0.159	0.083	0.149	0.221	0.195		
2	0.149	0.153	0.125	0.095	0.168	0.085	0.195	0.199	0.199		
3	0.125		0.119	0.076	0.123	0.047	0.189	0.088	0.195		
4	0.125		0.165	0.093	0.099	0.085	0.165	0.170	0.189		
Avg			Total Average			Total Average					

(単位: μ SV/H)

添付2) MEASUREMENT TABLE (輸出国の供給会社A社) 様式の作成要領

■ 様式(13~16ページを参考)

[添付2) MEASUREMENT TABLE (輸出国の供給会社A社)]

1. 固定型(門型)監視機測定値

区分	Background		Background				Truck				備考
	2015/01/01	Ave	2015/01/02	2015/01/03	2015/01/04	2015/01/01	2015/01/02	2015/01/03	2015/01/04		
2345	2,300	2,623.7	2,500	2,450	3,500	2,580	2,700	2,900	4,100		
3456	2,300	3,057.1	2,450	2,450	3,500	2,600	2,850	2,890	3,690		
7890	2,310		2,490	2,460	3,500	2,710	2,915	2,760	4,050		
1234	2,300		2,530	2,440	3,490	2,460	2,958	2,920	3,780		
Avg			Total Average			Total Average					

(単位: CPS)

2. 携帯型監視機測定値

区分	Background		Background				Truck				備考
	2015/01/01	Ave	2015/01/02	2015/01/03	2015/01/04	2015/01/01	2015/01/02	2015/01/03	2015/01/04		
1	0.143	0.124	0.113	0.119	0.159	0.083	0.149	0.221	0.195		
2	0.149	0.153	0.125	0.095	0.168	0.085	0.195	0.199	0.199		
3	0.125		0.119	0.076	0.123	0.047	0.189	0.088	0.195		
4	0.125		0.165	0.093	0.099	0.085	0.165	0.170	0.189		
Avg			Total Average			Total Average					

(単位: μ SV/H)

■ 作成方法

1. 固定型(門型)監視機の測定値

輸出者は必ず自国内の供給会社から輸出向けに購入して導入した鉄スクラップが自社ヤードへ入庫される時点から自社ヤードに設置された固定型(門型)監視機で1車両あたりの放射線値を測定しなければならない。

-上記の様式から「1. 固定型(門型)監視機測定値」の「Truck」欄に記録

2. 携帯型監視機の測定値 (車両 1 台当り)

輸出者は固定型(門型)放射線監視機を通過した車両 1 台が自社ヤードに荷降ろした鉄スクラップに対し、最低 2ヶ所以上を携帯型監視機で測定しなければならない。

-上記の様式から「2. 携帯型監視機測定値」の「Truck」欄に記録

